解体工事元請業者　様

「**フロン排出抑制法 第一種特定製品（****業務用空調機器・冷凍冷蔵機器）**

**特定解体工事元請業者用チェックシート**」の記入等についての補足説明、

注意事項について

今回お送りしましたチェックシートは、立入検査を効率的に実施するため、あらかじめ記入をお願いするものです。記入に際しては、下記の補足説明等を参考にしてください。

**○　全般**

**このチェックシートには、令和2年4月から令和4年3月までの、2年間の状況について記入してください。**令和4年4月以降の件数等は記入（合算）しないでください。

１　解体工事等の受注件数等について

　①　「建築物等」とは、建築物その他の工作物です。

　　 「解体工事等」とは、解体工事、改修工事、リフォーム工事などです。

　　「受注件数」は、元請業者として解体工事等を請け負った件数を記入してください。（下請けとして受注した件数は含みません。）

②　「特定解体工事元請業者」（ほとんどの解体工事が特定解体工事に該当します。詳細は「運用の手引」(※)を参照してください。）は、解体工事等を受注する際に「第一種特定製品」（フロン類を使用する業務用の冷凍空調機器）の有無を事前に調査・確認しなければなりません。

　　令和2年4月1日から令和4年3月31日の間の受注件数のうち、事前確認を行った件数を記入してください。なお、事前確認の件数が「0件」の場合は２以降の項目に記入する必要はありません。

　(※) 「運用の手引」：「充塡回収業者・引渡受託者・解体工事元請業者・引取等実施者等に関する運用の手引き」第３版（令和３年４月）環境省 経済産業省（https://www.env.go.jp/earth/furon/gaiyo/sanko.html）

２　事前確認の状況等について

　①　フロン排出抑制法により、発注者には特定解体工事元請業者（以下「元請業者」といいます。）が確認のために建物に入ることの許可や図面の提供等などの協力義務があります。

　②、③、④　元請業者は、解体工事等を受注する際に第一種特定製品の有無を事前に調査・確認し、発注者に書面（事前確認書）を交付して説明するとともに、書面の写しを3年間保存してください。

**（補足）**事前調査の結果、第一種特定製品がなかった場合もその旨の書面を交付し、保管する必要があります。事前確認書の参考様式は、群馬県のホームページから入手できます。

⑤　調査対象期間に受注した解体工事等の現場で第一種特定製品（フロン類が回収されている機器を含む。）が残置されていた現場の件数と第一種特定製品の機器数を記入してください。

　　事前確認の結果、フロン類が残っていない第一種特定製品があった場合又は発注者（廃棄等実施者）が自ら若しくは第三者に委託して第一種フロン類充填回収業者に依頼してフロンの回収が行われた場合であっても、残置されていた第一種特定製品に含まれます。

**（補足）**解体工事等に伴って、第一種特定製品（フロン類が回収されている場合に限る。）を処分する場合は、発注者（廃棄等実施者）から「引取証明書の写し」を入手し、当該製品を第一種特定製品引取等実施者（廃棄物・リサイクル業者等）に引き渡すときに交付する必要があります。

３　残置されていた第一種特定製品について

①　残置されていた第一種特定製品にフロン類が残っていた場合（フロン類充填の有無が不明の場合を含む。）は「はい」になります。

　「いいえ」の場合は、②以降の項目に記入する必要はありません。

②　残置されていた第一種特定製品の中で、フロン類が残っていた件数（フロン類充填の有無が不明の場合を含む。）と機器数を記載してください。

③　フロン類の種類、充填量、回収量については、フロン排出抑制法に基づく行程管理票により把握できる範囲で記入してください。

　　なお、平成１４年４月以降に販売された第一種特定製品にはフロン類の種類、充填量が記載されていますので参考にしてください。

　　また、フロン類の引渡しを他の業者に委託した場合も含めて記入してください。

　　フロン類の種類は、CFC-12（R-12）、HFC-134a（R-134a）等の略称で記入してください。　　種類の詳細は、「運用の手引」(※)の112ページから115ページを参照してください。

④　発注者（廃棄等実施者）から第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引き渡しを含めて受託する場合は、元請業者が「第一種フロン類引渡受託者」となります。

　　受託したことがない場合は「いいえ」となり、４以降の項目に記入する必要はありません。

４　第一種フロン類充填回収業者への引渡しについて

　①　フロン類が充填された第一種特定製品を引き取る場合は、発注者（廃棄等実施者）から「委託確認書」の交付を受ける必要があります。

**（補足）**中古機器として引き取る場合には、第一種フロン類引渡受託者ではなく、その機器の新たな管理者になります。

　②　委託確認書は第一種フロン類充填回収業者に回付するほか、その写しを3年間保存してください。

　③　第一種特定製品引取等実施者（廃棄物・リサイクル業者等）に機器を引き渡す際には「引取証明書の写し」が必要です。

　④　第一種フロン類充填回収業者から交付を受けた「引取証明書の写し」は、3年間保存してください。

**（補足）**特定解体工事の発注者（廃棄等実施者）から第一種特定製品引取等実施者（廃棄物・リサイクル業者等）への第一種特定製品の引き渡しを委託された場合は、「引取証明書の写し」とともに当該製品を第一種特定製品引取等実施者（廃棄物・リサイクル業者等）に引き渡す必要があります。

　⑤、⑥、⑦　充塡回収業者へのフロン類の引渡しを他の者に再委託したことの有無、発注者（廃棄等実施者）からの「再委託承諾書」の交付の有無、再委託の件数と機器数を記入してください。

**（補足）**元請業者（第一種フロン類引渡受託者）が充塡回収業者へのフロン類の引渡しを他の者に再委託する場合には、あらかじめ発注者（廃棄等実施者）から「委託確認書」に加えて「再委託承諾書」の交付を受ける必要があります。また、元請業者（第一種フロン類引渡受託者）から再委託者へのフロン類の引渡しに際しては、発注者（廃棄等実施者）から交付された委託確認書に再委託承諾書の写しを添付して充填回収業者へ回付し、回付した書類の写しを３年間保存してください。